

伊東市医師会加入医療機関における医療救護活動

1. 自身やスタッフ、施設内の安全を常に確保しながら活動
2. 被災状況や診療可否について、伊東市医師会災害対策本部へ連絡
 - 固定電話や携帯電話などの一般通信手段が使用できない場合、あるいは使用できなくなる可能性がある場合に備えて複数の連絡手段を確保
 - 状況が変化した場合にはその都度伊東市医師会災害対策本部へ連絡
3. 診療可能であれば直ちに医療救護活動を開始
 - 各施設において可能な限りの医療救護活動を行う
 - 資材や人員の不足があれば伊東市医師会災害対策本部へ補充を要請
 - 対応困難な傷病者は伊東市医師会災害対策本部へ搬送を要請
 - 活動が継続困難になったら伊東市医師会災害対策本部へ連絡し、指示を待つ
 - 原則として 24 時間体制で活動を行う(交代要員を確保する)
 - 診療記録は院内の一般診療記録とは別に管理(災害診療記録様式で記録することも可)
 - 傷病者にトリアージタグを装着(必ず控えを保管)
 - 活動状況を定時的に伊東市医師会災害対策本部に連絡
4. 診療不能であれば稼働している医療救護施設へ移動
 - 医療機関のわかりやすい場所に“診療不能”と掲示
 - 指示された医療救護施設に移動(救護活動に参加可能な院内スタッフおよび利用できる医療資材を伴い移動)
5. 報道機関への個別での対応は極力避ける
 - 情報の錯綜を防ぐために、伊東市医師会災害対策本部が各医療施設の情報を取りまとめ一元化して報道機関へ公表
 - 負傷者に関する情報は厳重に管理
6. 死者に対する死亡診断・死体検案を行う
 - 死亡診断後の検案については可能な場合は医療機関で実施するが、困難な場合は死亡診断後に伊東市医師会災害対策本部に連絡